

開設法人代表者 様
小規模多機能型居宅介護事業所 管理者 様
複合型サービス事業所 管理者 様

横浜市健康福祉局介護事業指導課長
高齢施設課整備担当課長

複合型サービス事業所の取扱いについて（通知）

日ごろから、本市福祉行政に御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

複合型サービス事業所（訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組み合わせにより提供されるサービスに限る）について、用途地域による用途規制の対象となりますが、整備にあたり、建築局建築企画課長通知（平成 25 年 3 月 29 建建企第 3462 号）により、次の条件を満たすものについては、建築基準法第 48 条及び同法別表第 2（い）項第 6 号に基づく「老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの」として取り扱うとの通知がありました。複合型サービス事業所の運営においては、この通知の趣旨をご理解のうえ、適正な運営がなされるよう配慮をお願いします。

<条件>

- 1 訪問介護又は訪問看護が主要な事業とならないこと。
- 2 訪問介護又は訪問看護を行う際は、騒音の発生等により近隣の居住環境を害するおそれがないこと。
- 3 独立して、訪問看護の用途に供する部分を設けないこと。
- 4 既存の小規模多機能型居宅介護事業所を複合型サービス事業所へ用途変更する場合は、訪問看護の用途に供する部分の床面積を大幅に増加させないこと。

用途規制について

建築基準法に基づく用途規制とは、都市計画における土地利用計画の実現を図るとともに、市街地の環境を保全するためのもっとも基本的な制限であり、建築物の密度、形態等の制限とあわせて、健康で文化的な都市生活を実現させ、都市活動をより機能的なものにするために定められるルールです。

小規模多機能型居宅介護事業所は建築基準法上の用途で「老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの」と取り扱われることから、工業専用地域以外の 11 の用途地域内において立地が可能です。一方で、複合型サービス事業所と一体的に運営される訪問看護事業所については第一種低層住居専用地域から第二種中高層住居専用地域において（第二種中高層住居専用地域においては規模によります。）立地が可能とされる用途には該当しないことから、この地域内では立地できません。

※1 別途地区計画等が定められ、立地が制限されている場合については、この限りではありません。

※2 建築基準法に基づく用途規制上、立地ができるか個別具体的なご計画についてお問い合わせされる場合は、用途地域をお調べのうえ（*）、建築局建築審査課までご相談ください。

【お問い合わせ先】

・建築局建築審査課 所在地：中区相生町3-56-1 JNビル 電話：045-210-9857、045-210-9930

* 下記のいずれかの方法により、用途地域をご確認ください。

1) インターネットによるご確認

URL：<http://www.city.yokohama.jp/tokei/>（横浜市トップページ→行政地図情報→i マップでも閲覧できます。）

2) 建築局へのご来庁によるご確認

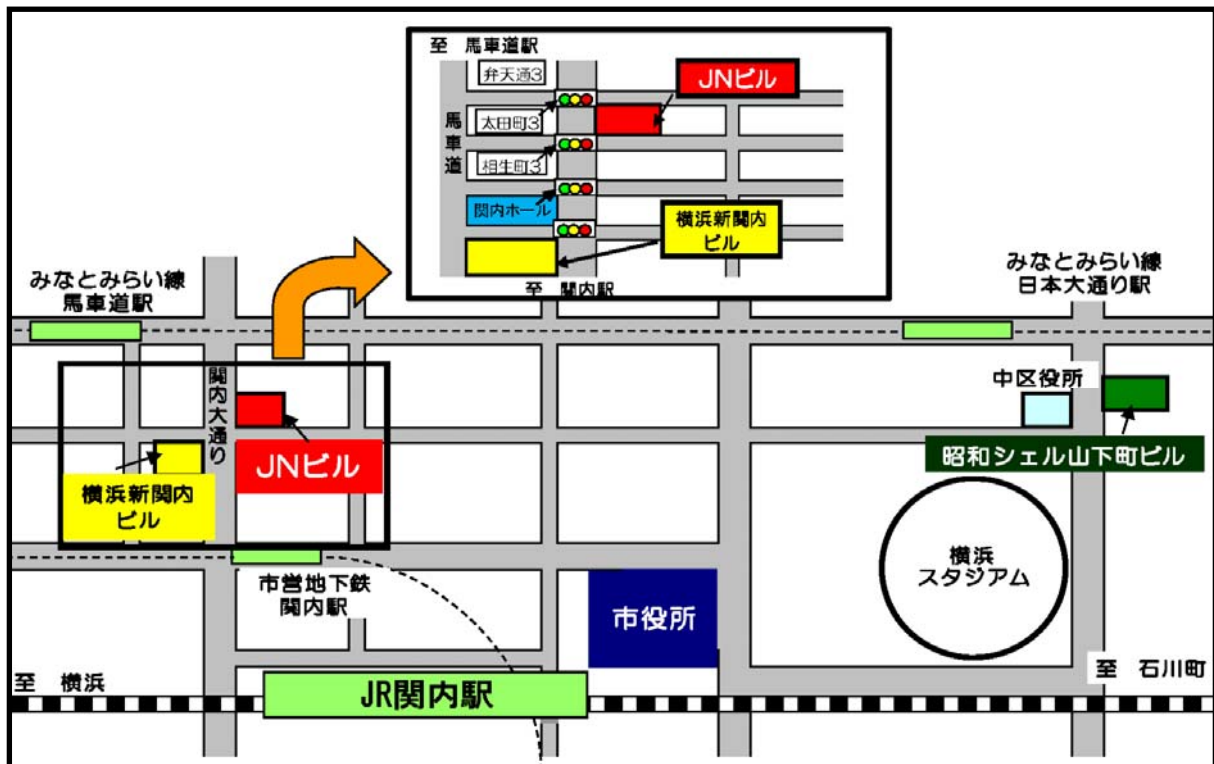
【ご来庁先】

- ・建築局都市計画課
- ・建築局情報相談課
中区相生町3-56-1 JNビル

3) 建築局へのお電話によるご確認

【お問い合わせ先】

- ・建築局都市計画課
電話：045-671-3510



【お問い合わせ先】

健康福祉局介護事業指導課（運営）
(045 - 671 - 3466)
高齢施設課（整備）
(045 - 671 - 3414)